平成２２年（フ）第４２９号
愛媛県松山市森松町1032番地１　アイケンハイツ201号
債務者　中川ひとみ
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４７１号
愛媛県松山市山越３丁目６番３号
債務者　白石　幸一
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２９号
愛媛県四国中央市上分町1218番地の１
債務者　梶原　幸治
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５５号
愛媛県西条市樋之口９番地２
債務者　西﨑　孝弘（旧姓山中）
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５６号
愛媛県新居浜市山田町13番20号
債務者　入江　知哉
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５９号
愛媛県四国中央市金田町金川1451番地６
債務者　宇田江美子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１６１号
愛媛県新居浜市松神子１丁目８番132号
債務者　石川喜代美
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１７１号
愛媛県西条市小松町南川甲195番地１
債務者　森　　博
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６１９号
高知市南久万67番地７
債務者　冨本　葉子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２８号
高知市高須新町１丁目13番26号　ロゼ３Ｆ
債務者　安永喜久美
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３１号
高知市天神町１番７号　ＭＫマンション301号室
債務者　吉岡　　学
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４０号
高知県高岡郡日高村下分1986番地13
債務者　森岡千佳希
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８号
高知県安芸市井ノ口甲40番地１　高台寺団地８号
債務者　杉長　廣子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
福岡県飯塚市南尾66番地１
債務者　安藤　孝子
１　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１１４号
福岡県田川郡川崎町大字池尻197番地
債務者　藤島　　誠
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１２６号
福岡県田川市大字奈良203番地10
債務者　木村　孝之
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５９７号
熊本市清水万石３丁目２番69号
債務者　佐々木清子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５９８号
熊本市清水万石３丁目２番69号
債務者　佐々木大助
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部